

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年9月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500145号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500059号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年3月1日から昭和52年2月15日に訂正し、昭和52年2月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和52年2月15日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年2月15日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年2月15日から同年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社内の異動で同社B事業所C工場から同社B事業所へ、勤務先の工場は変わっているが、継続して勤務していたので未加入期間は存在していないはずである。

調査の上、A社B事業所における資格取得日を昭和52年2月15日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者の人事記録、同社の回答及び複数の同僚の回答から、請求者は、同社に継続して勤務し(A社B事業所C工場から同社B事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間にA社B事業所に勤務していたことが推認できることから、昭和52年2月15日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票における資格取得時(昭和52年3月1日)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和52年2月15日から同年3月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500139号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500060号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和29年9月1日から同年8月21日に訂正し、昭和29年8月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

昭和29年8月21日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和29年8月21日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和29年8月21日から同年9月1日まで

私は、B社C工場(現在は、D社)でE業務を担当していたところ、昭和29年8月21日に、当該業務が系列会社であるA社へ移管されることになったため、同僚と共に私もA社へ転勤した。請求期間において、私はA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同事業所における資格取得日が昭和29年9月1日となっているため、調査の上、同事業所における資格取得日を昭和29年8月21日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の厚生年金保険被保険者台帳、複数の同僚の回答及び同僚から提出されたB社の辞令から判断すると、請求者は、B社C工場及び同事業所の系列会社であったA社に継続して勤務し(昭和29年8月21日にB社C工場からA社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和29年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は連絡先が不明であるほか、元代表取締役は、昭和29年8月21日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められな

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500119号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年6月21日から同年11月16日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。請求期間中も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に請求期間中も継続して勤務していたと主張している。

しかし、A社は、平成10年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の事業主は既に死亡している上、請求期間当時の社会保険事務担当者に照会を行ったものの回答を得られないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者及び同僚が請求期間にA社で勤務していたとする上司に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録は無いことが確認できる。

さらに、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会を行ったが、請求者の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について有力な証言を得ることができなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500127号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500062号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支店における資格喪失日は、平成9年7月31日となっている。しかし、私が同社を退職したのは平成9年7月31日であり、資格喪失日は平成9年8月1日となるべきであるので、同日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B支店に、平成9年7月31日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社B支店における離職日は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日の平成9年7月30日と記録されている上、D健康保険組合が保管する請求者の被保険者台帳の記録から確認できる請求者の健康保険の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である平成9年7月31日となっており、両者の離職日は一致している。

また、現在の事業主は、「請求者の請求期間の在籍及び保険料控除については、確認できる資料が無いため不明である。」と回答している上、請求期間前後に厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、請求者のA社B支店における請求期間の勤務実態は確認できなかった。

さらに、請求者から提出されたA社B支店の平成9年7月分の給与支給明細書において、1か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるものの、請求期間当時の同社の社会保険事務担当者は、同社では厚生年金保険料は翌月控除としていたと回答しており、かつ、当該回答は請求者から提出された給与支給明細書と符合することから、平成9年7月分の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料は平成9年6月の厚生年金保険料であり、請求期間の厚生年金保険料であったとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500132号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500063号

第1 結論

昭和35年3月30日から同年4月1日までの期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和35年6月24日から昭和36年10月6日までの期間について、請求者のC社D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和35年3月30日から同年4月1日まで
② 昭和35年6月24日から昭和36年10月6日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失年月日は、昭和35年3月30日となっている。しかし、私が同社を退職したのは昭和35年3月31日であり、資格喪失日は昭和35年4月1日となるべきであるので、同日を資格喪失日として記録を訂正し、請求期間①を年金額に反映してほしい。

また、私は、昭和35年4月1日にC社に入社し、同社E支店管轄のF事務所で勤務した後、同社D支店管轄のG事務所及びH事務所に、昭和36年10月5日までI職として継続して勤務した。しかし、厚生年金保険の記録では、昭和35年4月1日から同年6月24日までの2か月間しか被保険者記録が無く、請求期間②の被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に、昭和35年3月31日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、B社が保管している厚生年金保険被保険者台帳に記録されている、A社に係る請求者の資格喪失日は、昭和35年3月30日となっており、オンライン記録と一致している。

また、B社は、「請求者の請求期間の在籍及び保険料控除については、確認できる資料が無いため不明である。」と回答している上、A社を請求者と同日に退職した同僚13名全員が、昭和35年3月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該同僚のうち複数人に照会したところ、「退職日とオンライン記録の資格喪失日は符合している。」との回答を得た。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

2 請求期間②について、請求者が提出した事業所前で撮影された写真及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、請求者がC社D支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社D支店の事業主は、「請求期間当時、社員及び工長と呼ばれる作業員の代表は厚生年金保険に加入していたが、一般作業員は加入していなかった。」と陳述していることから、事業主は、当時、一部の従業員については、厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる上、請求期間当時の同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、請求者及び請求者が記憶している複数の同僚の名前は見当たらない。

また、C社E支店から同社D支店へ請求者と一緒に異動した同僚は、「同社E支店及び同社D支店でI職として請負で勤務し、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。